

『歎異鈔』 (『歎異抄』) (たんじょう)

竊(ひそか)ニ回(めぐらし)テ愚案ヲ、粗(ほぼ)勘(かんが)ふるニ古今(ここん)ヲ、歎(なげ)キ異(こと)ルコトヲ先師(せんし)ノ口伝(くでん)之(の)真信(しんしん)ニ、思(おも)フニ有(あ)ルコトヲ後学(こうがく)相続(そうぞく)之(の)疑惑(ぎごく)、幸(さいは)ヒニ不(ずん)バ、依(よ)ラ有縁(うえん)ノ知識(ちしき)者(もの)、争(い)カデカ得(え)ン入(い)ルコトヲ易行(いぎょう)ノ一門(いちもん)ニ哉(や)。全(ま)ったク以(も)つテ自見(じけん)之(の)覚悟(かくご)ヲ、莫(な)かレ乱(みだ)ルコト他力(たうりき)之(の)宗旨(しゅうし)ヲ。仍(よ)つテ、故(こ)親鸞(しんらん)聖人(しょうにん)ノ御(おん)物語(ものがたり)之(の)趣(おもむ)キ、所(ところ)留(とど)むル耳(みみ)ノ底(そこ)ニ、聊(い)ささカ注(し)ルス之(これ)ヲ。偏(ひとへ)ニ為(た)メ散(さん)ぜんガ同心(どうしん)行者(ぎょうじゃ)之(の)不審(ふしん)ヲ也(なり)。云々(うんぬん)。

【読み下し】: ひそかに愚案を回(めぐ)らしてほぼ古今を勘(かんが)ふるに、先師の口伝の真信に異なることを歎き、後学相続の疑惑有ることを思ふに、幸ひに有縁の知識によらずんば、いかでか易行の一門に入ることを得んや。まったく自見の覚悟をもって他力の宗旨を乱ることなかれ。よって故親鸞聖人の御物語の趣(おもむき)、耳の底に留むるところいささかこれをするす。ひとへに同心行者の不審を散ぜんがためなりと云々。

一 弥陀の誓願不思議にたすけられまいらせて、往生をばとぐるなりと信じて念仏もうさんとおもいたつところのおこるとき、すなわち攝取不捨の利益にあずけしめたまうなり。弥陀の本願には老少善悪のひとをえられず。ただ信心を要とすとするべし。そのゆえは、罪悪深重煩惱熾盛の衆生をたすけんがための願にてまします。しかれば本願を信ぜんには、他の善も要にあらず、念仏にまさるべき善なきゆえに。悪をもおそるべからず、弥陀の本願をさまたぐるほどの悪なきがゆえにと云々

二 おのおの十余か国のさかいをこえて、身命をかえりみずして、たずねきたらしめたまう御ころざし、ひとえに往生極楽のみちをといきかんがためなり。しかるに念仏よりほかに往生のみちをも存知し、また法文等をもしりたるらんと、こころにくくおぼしめしておわしましてはんべらんは、おおきなあやまりなり。もししからば、南都北嶺にも、ゆゆしき学生たちおおく座せられてそうろうなれば、かのひとにもあいたまつりて、往生の要よくよくきかるべきなり。親鸞におきては、ただ念仏して、弥陀にたすけられまいらすべしと、よきひとのおおせをかぶりて、信ずるほかに別の子細なきなり。念仏は、まことに浄土にうまるたねにてやはんべらん、また、地獄におつべき業にてやはんべらん。総じてもって存知せざるなり。たとい、法然聖人にすかされまいらせて、念仏して地獄におちたりとも、さらに後悔すべからずそうろう。そのゆえは、自余の行もはげみて、仏になるべかりける身が、念仏をもうして、地獄にもおちてそうらわばこそ、すかされたまつりて、という後悔もそうらわめ。いずれの行もおよびがたき身なれば、とても地獄は一定すみかぞかし。弥陀の本願まことにおわしまさば、釈尊の説教、虚言なるべからず。仏説まことにおわしまさば、善導の御釈、虚言したまうべからず。善導の御釈まことならば、法然のおおせそらごとならんや。法然のおおせまことならば、親鸞がもうすむね、またもって、むなしかるべからずそうろうか。詮ずるところ、愚身の信心におきてはかくのごとし。このゆえは、念仏をとて信じたまつらんとも、またすてんとも、面々の御はからいなりと云々

三 善人なおもて往生をとぐ、いわんや悪人をや。しかるを、世のひとつねにいわく、悪人なお往生す、いかにいわんや善人をや。この条、一旦そのいわれあるにたれども、本願他力の意趣にそむけり。そのゆえは、自力作善のひとは、ひとえに他力をたのむところかけたるあいだ、弥陀の本願にあらず。しかれども、自力のこころをひるがえして、他力をたのみたてまつれば、真実報土の往生をとぐるなり。煩惱具足のわれらは、いずれの行にても、生死をはなることあるべからざるをあわれみたまいて、願をおこしたまう本意、悪人成仏のためなれば、他力をたのみたてまつる悪人、もっとも往生の正因なり。よって善人だにこそ往生すれ、まして悪人はと、おおせそうらいき。

四 慈悲に聖道・浄土のかわりめあり。聖道の慈悲というは、ものをあわれみ、かなしみ、はぐくむなり。しかれども、おもうがごとくたすけとぐるこ、きわめてありがたし。浄土の慈悲というは、念仏して、いそぎ仏になりて、大慈大悲心をもって、おもうがごとく衆生を利益するをいうべきなり。今生に、いかに、いとおし不便とおもうとも、存知のごとくたすけがたければ、この慈悲始終なし。しかれば、念仏もうすのみぞ、すえとおりにたる大慈悲心にてそうらうべきと云々

五 親鸞は父母の孝養のためとて、一辺にても念仏もうしたること、いまだそうらわず。そのゆえは、一切の有情は、みなもって世々生々の父母兄弟なり。いずれもいずれも、この順次生に仏になりて、たすけそうらうべき

なり。わがちからにてはげむ善にてもそうらわばこそ、念仏を回向して、父母をもたすけそうらわめ。ただ自力をすて、いそぎ浄土のさとりをひらきなば、六道四生のあいだ、いずれの業苦にしずめりとも、神通方便をもって、**まず有縁を度すべきなりと云々**

六 専修念仏のともがらの、わが弟子ひとの弟子、という相論のそうろうらんこと、もつてのほかの子細なり。**親鸞は弟子一人もたすけそうろう**。そのゆえは、わがはからいにて、ひとに念仏をもうさせそうらわばこそ、弟子にてもそうらわめ。ひとえに弥陀の御もよおしにあずかって、念仏もうしそうろうひとを、わが弟子ともうすこと、きわめたる荒涼のことなり。**つくべき縁あればともない、はなるべき縁あれば、はなることのあるをも、師をそむきて、ひとにつれて念仏すれば、往生すべからざるものなりなんどいこと、不可説なり**。如来よりたまわたりたる信心を、わがものがおに、とりかえさんともうすにや。かえすがえすもあるべからざることなり。自然のことわりにあいかなわば、仏恩をもしり、また師の恩をもしるべきなりと云々

七 **念仏(者八)は、無碍の一道なり**。そのいわれいかんとならば、信心の行者には、天神地祇も敬伏し、魔界外道も障碍することなし。罪悪も業報も感ずることあたわず、諸善もおよぶことなきゆえに、無碍の一道なりと云々

八 **念仏は行者のために、非行非善なり**。わがはからいにて行ずるにあらざれば、非行という。わがはからいにてつくる善にもあらざれば、非善という。ひとえに他力にして、自力をはなれたるゆえに、行者のためには非行非善なりと云々

九 「念仏もうしそうらえども、踊躍歡喜のころおろそかにそうろうこと、またいそぎ浄土へまいりたきころのそうらわぬは、いかにとそうろうべきことにてそうろうやらん」と、もうしいれてそうらいしかば、「親鸞もこの不審ありつるに、唯円房おなじころにてありけり。よくよく案じみれば、天におどり地におどるほどによるこぶべきことを、よろこばぬにて、いよいよ往生は一定とおもいたまうべきなり。よろこぶべきころをおさえて、よろこばせざるは、煩惱の所為なり。しかるに仏かねてしるしめして、**煩惱具足の凡夫**とおおせられたることなれば、他力の悲願は、かくのごときのわれらがためなりけりとしられて、いよいよたのもしくおぼゆるなり。また浄土へいそぎまいりたきころのなくて、いささか所勞のこともあれば、死なんずるやらんところぼそくおぼゆることも、煩惱の所為なり。久遠劫よりいままで流転せる苦惱の旧里はずてがたく、いまだうまれざる安養の**浄土はこいしからずそうろう**こと、まことに、よくよく煩惱の興盛にそうろうにこそ。**なごりおしくおもえども、娑婆の縁つきて、ちからなくしておわるときに、かの土へはまいるべきなり**。いそぎまいりたきころなきものを、ことにあわれみたまうなり。これにつけてこそ、いよいよ大悲大願はたのもしく、往生は決定と存じそうらえ。踊躍歡喜のころもあり、いそぎ浄土へもまいりたくそうらわんには、煩惱のなきやらんと、あやしくそうらいなまし」と云々

十 「**念仏には無義をもって義とす。不可称不可説不可思議のゆえに**」とおおせそうらいき。そもそもかの御在生のむかし、おなじころざしにして、あゆみを遼遠の洛陽にはげまし、信をひとつにして心を当来の報土にかけしともがらは、同時に御意趣をうけたまわりしかども、そのひとつにともない念仏もうさる老若、そのかずをしらずおわしますなかに、上人のおおせにあらざる異義どもを、近来はおおくおおせられおうてそうろうよし、つたえうけたまわる。いわれなき条々の子細のこと。

十一 一文不通のともがらの念仏もうすにおうて、「なんじは誓願不思議を信じて念仏もうすか、また名号不思議を信ずるか」と、いいおどろかして、ふたつの不思議の子細をも分明にいいひらかずして、ひとのころをまどわすこと、この条、かえすがえすもころをとどめて、おもいわくべきことなり。誓願の不思議によりて、たもちやすく、となえやすき名号を案じいだしたまいて、この名字をとえんものを、むかえとらんと、御約束あることなれば、まず弥陀の大悲大願の不思議にたすけられまいらせて、生死をいずべしと信じて、念仏のもうさるも、如来の御はからいなりとおもえば、すこしもみずからはからいまじわらざるがゆえに、本願に相應して、実報土に往生するなり。これは誓願の不思議を、むねと信じたてまつれば、名号の不思議も具足して、誓願・名号の不思議ひとつにして、さらにことなることなきなり。つぎにみずからはからいをさしはさみて、善悪のふたつにつきて、往生のたすけ・さわり、二様におもうは、誓願の不思議をばたのまずして、わがころに往生の業をはげみて、もうすところの念仏をも自行になすなり。このひとは、名号の不思議をも、また信ぜざるなり。信ぜざれども、辺地懈慢疑城胎宮にも往生して、果遂の願のゆえに、ついに報土に生ずるは、名号不思議のちからなり。これすなわち、誓願不思議のゆえなれば、ただひとつなるべし。

十二 経釈をよみ学せざるともがら、往生不定のよしのこと。この条、すこぶる不足言の義といいつべし。他力真実のむねをあかせるもろもろの聖教は、本願を信じ、念仏をもうさば仏になる。そのほか、なにの学問かは往生の要なるべきや。まことに、このことわりにまよえらんひととは、いかにもいかにも学問して、本願のむねをしるべきなり。経釈をよみ学すといえども、聖教の本意をこころえざる条、もっとも不便のことなり。一文不通にして、経釈のゆくじもしらざらんひとの、となえやすからんための名号におわしますゆえに、易行という。学問をむねとするは、聖道門なり、難行となづく。あやまって、学問して、名聞利養のおもいに住するひと、順次の往生、いかがあらんずらんという証文もそうろうぞかし。当時、専修念仏のひとと、聖道門のひと、諍論をくわだてて、わが宗こそすぐれたれ、ひとの宗はおとりなりというほどに、法敵もいできたり。謗法もおこる。これしかしながら、みずから、わが法を破謗するにあらずや。たとい諸門こそりて、念仏はかいなきひとのためなり、その宗、あさしいやしというとも、さらにあらそわずして、われらがごとく下根の凡夫、一文不通のものの、信ずればたすかるよし、うけたまわりて信じそうらえば、さらに上根のひとのためにはいやしくとも、われらがためには、最上の法にてまします。たとい自余の教法はすぐれたりとも、みずからがためには器量およばざれば、つとめがたし。われもひとと、生死をはなれんことこそ、諸仏の御本意にておわしませば、御さまたげあるべからずとて、にくい気せずは、たれのひとかありて、あたをなすべきや。かつは、「**諍論のところにはもろもろの煩惱おこる、智者遠離すべき**」よしの証文そうろうにこそ。故聖人のおおせには、「この法をば信ずる衆生もあり、そしる衆生もあるべしと、仏ときおかせたまいたることなれば、われはすでに信じたてまつる。またひとありてそしるにて、仏説まことなりけりとしられそうろう。しかれば往生はいよいよ一定とおもいたまうべきなり。あやまって、そしるひとのそうらわざらんこそ、いかに信ずるひとはあれども、そしるひとのなきやらんとも、おぼえそうらいぬべけれ。かくもうせばとて、かならずひとにそしられんとはならず。仏の、かねて信謗ともにあるべきむねをしるしめして、ひとのうたがいをあらせじと、ときおかせたまうことをもうすなり」とこそそうらいしか。いまの世には学文して、ひとのそしりをやめ、ひとえに論義問答むねとせんとかまえられそうろうにや。学問せば、いよいよ如来の御本意をしり、悲願の広大のむねをも存知して、いやしからん身にて往生はいかが、なんどとあやぶまんひとにも、本願には善悪淨穢なきおもむきをも、とききかせられそうらわばこそ、学生のかいにてこそうらわめ。たまたま、なにごころもなく、本願に相應して念仏するひとをも、学文してこそなんどといいいおどさること、法の魔障なり、仏の怨敵なり。みずから他力の信心かくるのみならず、あやまって、他をまよわさんとす。つつしんでおそるべし、先師の御ところにそむくことを。かねてあわれむべし、弥陀の本願にあらざることをと云々

十三 弥陀の本願不思議におわしませばとて、悪をおそれざるは、また、**本願ばかり**とて、往生かなうべからずということ。この条、本願をうたがう、善悪の宿業をこころえざるなり。よきところのおこるも、宿善のもよおすゆえなり。悪事のおもわれせらるも、悪業のはからうゆえなり。故聖人のおおせには、「卯毛羊毛のさきにいるちりばかりもつくるつみの、宿業にあらずということなしとしるべし」とそうらいき。また、あるとき「唯円房はわがいうことをば信ずるか」と、おおせのそうらいしあいだ、「さんぞうろう」と、もうしそうらいしかば、「さらば、いわんことたがうまじきか」と、かさねておおせのそうらいしあいだ、つつしんで領状もうしてそうらいしかば、「たとえば、ひとを千人ころしてんや、しからば往生は一定すべし」と、おおせそうらいしとき、「おおせにてはそうらえども、一人もこの身の器量にては、ころしつべしとも、おぼえずそうろう」と、もうしてそうらいしかば、「さてはいかに親鸞がいうことをたがうまじきとはいふぞ」と。「これにてしるべし。なにごとまこころにまかせたることならば、往生のために千人ころせといわんに、すなわちころすべし。しかれども、一人にててもかないぬべき業縁なきによりて、害せざるなり。**わがこころのよくて、ころさぬにはあらず。また害せじとおもうとも、百人千人をころすこともあるべし**」と、おおせのそうらいしは、われらが、こころのよきをばよしとおもひ、あしきことをばあしとおもいて、願の不思議にてたすけたまうということをしらざることを、おおせのそうらいしなり。そのかみ邪見におちたるひとあつて、悪をつくりたるものを、たすけんという願にてましますとて、わざとこのみて悪をつくりて、往生の業とすべきよしをいいて、ようように、あしざまなることきこえそうらいしとき、御消息に、「くすりあればとて、毒をこのむべからず」と、あそばされてそうろうは、かの邪執をやめんがためなり。まったく、悪は往生のさわりたるべしとはならず。「持戒持律にてのみ本願を信ずべくは、われらいかにか生死をはなるべきや」と。かかるあさましき身も、本願にあいたてまつりてこそ、げにほこれそうらえ。さればとて、身にそなえざらん悪業は、よもつくられそうらわじものを。また、「うみかわに、あみをひき、つりをして、世をわたるものも、野やまに、ししをかり、とりをとりて、いのちをつぐともがらも、あきないをもし、田畠をつくりてすぐるひとと、ただおなじことなり」と。「**さるべき業縁のもよおせば、いかなるふるまいもすべし**」とこそ、聖人はおおせそうらいしに、当時は後世者がりしてよからんものばかり念仏もうすべきように、あるいは道場にはりぶみをして、なむなむのことしたらんものをば、道場へいるべからず、なんどということ、ひとえに**賢善精進の相をほかにしめして、うちには虚仮をいただけるものか**。願にほこりてつくらんつみも、宿業のもよおすゆえなり。さればよきことも、あしきことも、業報にさしまかせて、ひとえに本願をたのみまいらすればこそ、他力にてはそうらえ。『唯信抄』にも、「弥陀いかにばかりのちからましますとしり

てか、罪業の身なれば、すくわれがたしとおもうべき」とそうろうぞかし。本願にほこるころのあらんにつけてこそ、他力をたのむ信心も決定しぬべきことにてそうらえ。おおよそ、悪業煩惱を断じつくてのち、本願を信ぜんのみぞ、願にほこるおもいもなくよかるべきに、煩惱を断じなば、すなわち仏になり、仏のためには、五劫思惟の願、その詮なくやまします。本願ばかりといましめらるるひとびとも、煩惱不浄、具足せられてこそそうろうげなれ。それは願にほこらるるにあらずや。いかなる悪を、本願ばかりという、いかなる悪か、ほこらぬにてそうろうべきぞや。かえりて、ころおさなきことか。

十四 一念に八十億劫の重罪を滅すと信ずべしということ。この条は、十悪五逆の罪人、日ごろ念仏をもうさずして、命終のとき、はじめて善知識のおしえにて、一念もうせば八十億劫のつみを滅し、十念もうせば、八十億劫の重罪を滅して往生すといえり。これは、十悪五逆の軽重をしらせんがために、一念十念といえるか、滅罪の利益なり。いまだわれらが信ずるところにおよばず。そのゆえは、弥陀の光明にてらされまいらすゆえに、一念発起するとき、金剛の信心をたまわりぬれば、すでに定聚のくらいにおさめしめたまいて、命終すれば、もろもろの煩惱悪障を転じて、無生忍をさとらしめたまうなり。この悲願ましますは、かかるあさましき罪人、いかでか生死を解脱すべきとおもいて、一生のあいだもうすところの念仏は、みなことごとく、如来大悲の恩を報じ徳を謝すとおもうべきなり。念仏もうさんごとに、つみをほろぼさんと信ぜば、すでに、われとつみをけして、往生せんとはげむにてこそそうろうなれ。もししからば、一生のあいだ、おもいとおもうこと、みな生死のきずなにあらざることをなれば、いのちつきんまで念仏退転せずして往生すべし。ただし業報かぎりあることなれば、いかなる不思議のことにあつて、また病悩苦痛せめて、正念に住せずしておわらん。念仏もうすことかたし。そのあいだのつみは、いかがして滅すべきや。つみきえざれば、往生はかなうべからざるか。撰取不捨の願をたのみたてまつらば、いかなる不思議ありて、罪業をおかし、念仏もうさずしておわるとも、すみやかに往生をとぐべし。また、念仏のもうされんも、ただいまさとりをひらかんずる期のちかづくにしたがいても、いよいよ弥陀をたのみ、御恩を報じたてまつるにてこそそうらわめ。つみを滅せんとおもわんは、自力のころにして、臨終正念といのるひとの本意なれば、他力の信心なきにてそうろうなり。

十五 煩惱具足の身をもって、すでにさとりをひらくということ。この条、もつてのほかのことにそうろう。即身成仏は真言秘教の本意、三密行業の証果なり。六根清浄はまた法華一乗の所説、四安樂の行の感徳なり。これみな難行上根のつとめ、観念成就のさとりなり。来生の開覚は他力浄土の宗旨、信心決定の道なるがゆえなり。これまた易行下根のつとめ、不簡善悪の法なり。おおよそ、今生においては、煩惱悪障を断ぜんこと、きわめてありがたきあいだ、真言・法華を行ずる浄侶、なおもて順次生のさとりをいのる。いかにいわんや、戒行恵解ともになしといえども、弥陀の願船に乗じて、生死の苦海をわたり、報土のきしにつきぬるものならば、煩惱の黒雲はやくはれ、法性の覚月すみやかにあらわれて、**尽十方の無碍の光明**に一味にして、一切の衆生を利益せんときにこそ、さとりにてはそうらえ。この身をもってさとりをひらくとそうろうなるひとは、釈尊のごとく、種種の応化の身をも現じ、三十二相・八十随形好をも具足して、説法利益そうろうにや。これをこそ、今生にさとりをひらく本とはもうしそうらえ。『和讃』にいわく「金剛堅固の信心の さだまるときをまちえてぞ 弥陀の心光撰護して ながく生死をへだてける」(善導讃)とはそうらえば、信心のさだまるときに、ひとたび撰取してすてたまわざれば、六道に輪回すべからず。しかればながく生死をばへだてそうろうぞかし。かくのごとくするを、さとるとはいいまぎらかすべきや。あわれにそうろうをや。「浄土真宗には、今生に本願を信じて、かの土にしてさとりをばひらくとならいそうろうぞ」とこそ、故聖人のおおせにはそうらいしか。

十六 信心の行者、自然に、はらをもたて、あしざまなることをもおかし、同朋同侶にもあいて口論をもしては、かならず回心すべしということ。この条、断悪修善のこちか。一向専修のひとにおいては、回心ということ、ただひとたびあるべし。その回心は、日ごろ本願他力真宗をしらざるひと、弥陀の智慧をたまわりて、日ごろのころにては、往生かなうべからずとおもいて、もとのころをひきかえて、本願をたのみまいらすをこそ、回心とはもうしそうらえ。一切の事に、あしたゆうべに回心して、往生をとげそうろうべくは、ひとのいのちは、いずるいき、いるいきをまたずしておわることなれば、回心もせず、柔和忍辱のおもいにも住せざらんさきにいのちつきなば、撰取不捨の誓願は、むなしくならせおわしますべきにや。くちには願力をたのみたてまつるといいて、ころには、さこそ悪人をたすけんという願、不思議にましますといとも、さすがよからんものをこそ、たすけたまわんずれとおもうほどに、願力をうたがひ、他力をたのみまいらすころかけて、辺地の生をうけんこと、もっともなげきおもいたまうべきことなり。信心さだまりなば、往生は、弥陀に、はからわれまいらせてすることなれば、わがはからいなるべからず。わろからんにつけても、いよいよ願力をあおぎまいらせば、自然のことわりにて、柔和忍辱のころもいでくべし。すべてよろずのことにつけて、往生には、かしこきおもいを具せずして、ただほればれと弥陀の御恩の深重なること、つねはおもいいたしまいらすべし。しかれば念仏ももうされそうろう。

これ自然なり。わがはからわざるを、自然ともうすなり。これすなわち他力にてまします。しかるを、自然といふことの別にあるように、われものしりがおにいうひとそろうよし、うけたまわる。あさましくそろうなり。

十七 辺地の往生をとぐるひと、ついには地獄におつべしということ。この条、いずれの証文にみえそろうぞや。学生だつるひとのなかに、いいいださることにてそろうなるこそ、あさましくそうらえ。経論聖教をば、いかようにみなされてそろうやらん。信心かけたる行者は、本願をうたがうによりて、辺地に生じて、うたがいのつみをつぐのいてのち、報土のさとりをひらくとこそ、うけたまわりそうらえ。信心の行者すくなきゆえに、化土におおくすめいれられそろうを、ついにむなくなるべしとそろうなるこそ、如来に虚妄をもうしつけまいらせられそろうなれ。

十八 仏法のかたに、施人物の多少にしたがいて、大小仏になるべしということ。この条、不可説なり、不可説なり。比興のことなり。まず仏に大小の分量をさだめんことあるべからずそろうや。かの安養浄土の教主の御身量をとかれてそろうも、それは方便報身のかたちなり。法性のさとりをひらいて、長短方円のかたちにもあらず、青黄赤白黒のいろをものはなれなば、なにをもってか大小をさだむべきや。念仏もうすに化仏をみたてまつるといふことのそろうなるこそ、「大念には大仏をみ、小念には小仏をみる」(大集経意)といえるが、もしこのことわりななどにばし、ひきかけられそろうやらん。かつはまた檀波羅蜜の行ともいいつべし。いかにたからものを仏前にもなげ、師匠にもほどこすとも、信心かけなば、その詮なし。一紙半銭も、仏法のかたにいれずとも、他力にこころをなげて信心ふかくは、それこそ願の本意にてそうらわめ。すべて仏法にことをよせて世間の欲心もあるゆえに、同朋をいいおどさるにや。

右条々はみなもって信心のことなるよりおこりそろうか。故聖人の御ものがたり、法然聖人の御とき、御弟子そのかずおおかりけるなかに、おなじく御信心のひと、すくなくおわしけるにこそ、親鸞、御同朋の御なかにして、御相論のことそうらいけり。そのゆえは、「善信が信心も、聖人の御信心もひとつなり」とおおせのそうらいければ、勢観房、念仏房なんともうす御同朋達、もってのほかにあらそいたまいて、「いかでか聖人の御信心に善信房の信心、ひとつにはあるべきぞ」とそうらいければ、「聖人の御智慧才覚ひろくおわしますに、一ならんともうさばこそ、ひがごとならめ。往生の信心においては、まったくことなることなし、ただひとつなり」と御返答ありけれども、なお、「いかでかその義あらん」という疑難ありければ、詮ずるところ聖人の御まえにて、自他の是非をさだむべきにて、この子細をもうしあげければ、法然聖人のおおせには、「源空が信心も、如来よりたまわりたる信心なり。善信房の信心も如来よりたまわせたまいたる信心なり。されば、ただひとつなり。別の信心にておわしますんひとは、源空がまいらんずる浄土へは、よまいらせたまいそうらわじ」とおおせそうらいしかば、当時の一向専修のひとびとのなかに、親鸞の御信心にひとつならぬ御こともそろうらんとおぼえそろう。いずれもいずれもくりごとにてそうらえども、かきつけそろうなり。露命わずかに枯草の身にかかりてそろうほどにこそ、あいともなわしめたまうひとびとの御不審をもうけたまわり、聖人のおおせのそうらいしおもむきをも、もうしきかせまいらせそうらえども、閉眼ののちは、さこそしどけなきことどもにてそうらわんずらめと、なげき存じそうらいて、かくのごとく義ども、おおせられあいそろうひとびとにも、いいまよわされなんどせらるることのそうらわんときは、故聖人の御ころにあいかないて御もちいそろう御聖教どもを、よくよく御らんそろうべし。おおよそ聖教には、眞実権仮ともにあいまじわりそろうなり。権をすてて実をとり、仮をさしおきて眞をもちいるこそ、聖人の御本意にてそうらえ。かまえてかまえて聖教をみみだらせたまうまじくそろう。大切の証文ども、少々ぬきいでまいらせそうらうて、目やすにして、この書にそえまいらせてそろうなり。聖人のつねのおおせには、「弥陀の五劫思惟の願をよくよく案ずれば、ひとえに親鸞一人がためなりけり。されば、そくばくの業をもちける身にありけるを、たすけんとおぼしめたちける本願のかたじけなさよ」と御述懐そうらいしことを、いままた案ずるに、善導の、「自身はこれ現に罪惡生死の凡夫、曠劫よりこのかた、つねにしずみ、つねに流転して、出離の縁あることなき身としれ」(散善義)という金言に、すこしもたがわせおわします。されば、かたじけなく、わが御身にひきかけて、われらが、身の罪惡のふかきほどをもしらず、如来の御恩のたかきことをもしらずしてまよえるを、おもいしらせんがためにてそうらいけり。まことに如来の御恩ということばをばさたなくして、われもひと、よしあしということのみもうしあえり。聖人のおおせには、「善惡のふたつ総じてもって存知せざるなり。そのゆえは、如来の御ころによしとおぼしめすほどにしりとおしたらばこそ、よきをしりたるにてもあらめ、如来のあしとおぼしめすほどにしりとおしたらばこそ、あしさをしりたるにてもあらめど、煩惱具足の凡夫、火宅無常の世界は、よろずのこと、みなもって、そらごとたわごと、まことあることなきに、ただ念仏のみぞまことにておわします」とこそおおせはそうらいしか。まことに、われもひとそらごとをのみもうしあいそろうなかに、ひとついたまじきことのそろうなり。そのゆえは、念仏もうすについて、信心のおもむきをも、たがいに問答し、ひとにもいいきかするとき、ひとのくちをふさぎ、相論をたたかいたんがために、まったくおおせにてなきことをも、おおせとのみもうすこと、あさましく、なげき存じそろうなり。このむねを、よくよくおもいとき、ころえらる

べきことにそうろうなり。これさらにわたくしのことばにあらずといえども、経釈のゆくじもしらず、法文の浅深をこころえわけたることもそうらわねば、さだめておかしきことにてこそそうらわめども、古親鸞のおおせごとそうらいしおもむき、百分が一、かたはしばかりをも、おもいいでまいらせて、かきつけそうろうなり。かなしきかなや、さいわいに念仏しながら、直に報土にうまれずして、辺地にやどをとらんこと。一室の行者のなかに、信心ことなることなからんために、なくなくふでをそめてこれをするす。なづけて『歎異抄』というべし。外見あるべからず。

後鳥羽院御宇、法然聖人他力本願念仏宗を興行す。于時、興福寺僧侶敵奏之上、御弟子中狼藉子細あるよし、無実風聞によりて罪科に処せらるる人数事。

一 法然聖人並御弟子七人流罪、また御弟子四人死罪におこなわるるなり。聖人は土佐国番田という所へ流罪、罪名藤井元彦男云々、生年七十六歳なり。

親鸞は越後国、罪名藤井善信云々、生年三十五歳なり。

浄円房備後国、澄西禅光房伯耆国、好覚房伊豆国、行空法本房佐渡国、幸西成覚房・善恵房二人、同遠流にさだまる。しかるに無動寺之善題大僧正、これを申しあずかると云々 遠流之人々已上八人なりと云々

被行死罪人々。

一番 西意善綽房

二番 性願房

三番 住蓮房

四番 安楽房

二位法印尊長之沙汰也。

親鸞改僧儀賜俗名、仍**非僧非俗**。然間以**禿**字為姓被經奏問畢。彼御申状、于今外記庁納云々
流罪以後愚禿親鸞令書給也

右斯聖教者、為当流大事聖教也。

於無宿善機、無左右不可許之者也。

积蓮如御判

以上

出典：浄土真宗本願寺派 教学伝道研究センター。『浄土真宗聖典』聖教データベース
<http://www2.hongwanji.or.jp/kyogaku/database.htm>

(2009) H21.3.6.